



2022年1月11日

報道関係者各位

日本エコマーク・中国(CEC)・韓国(KEITI)の環境ラベル 「壁や天井等の仕上げ材」に関する相互認証協定を締結

「エコマーク」を運営する公益財団法人日本環境協会(所在地:東京都千代田区、理事長:新美 育文)は、「中国環境ラベル」を運営する中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC)と、「韓国環境ラベル」を運営する韓国環境産業技術院(KEITI)との間で、新たに以下の相互認証を締結しましたのでお知らせします。

○「壁や天井等の仕上げ材」共通基準の合意書

世界的な環境意識の高まりを受けて、世界の CO₂ 排出量の約 40%¹を占める建設分野では、今後さらに環境に配慮された素材や部品の需要の増大が期待されています。そこで、建築製品のうち、「壁や天井等の仕上げ材」の共通基準の策定について 2020 年の日中韓三カ国実務者会議にて合意がなされ、2021 年 9 月に開催された同会議にて具体的な協議が行われました。本年もコロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンラインにて協議を行い、有害物質に関する要求事項を中心に三カ国の共通基準項目および二カ国の共通基準として設定されました。

今回、新たに「壁や天井等の仕上げ材」共通基準の合意書を締結し、日中韓の環境ラベルにおける相互認証の対象が 13 品目に拡大しました。日中韓の環境ラベル機関は、2005 年の第 5 回日中韓環境産業円卓会議(東京)で環境ラベル基準の調和化を推進していくことに合意しており、協議を継続しています。2007 年の「パーソナルコンピュータ」の相互認証協定の締結を皮切りに対象品目が年々追加され、2021 年 12 月末時点で 700 を超える機種が相互認証の仕組みを利用して、中国環境ラベルおよび韓国環境ラベルの取得が行われるなど、着実に活用実績があがってきています。

現在、公的機関が商品・サービスを購入する公共調達において、環境に配慮された商品・サービスを優先的に調達するグリーン公共調達制度が多くで導入されています。特に、中国、韓国の公共調達では、それぞれ中国環境ラベルおよび韓国環境ラベルの取得が実質的な参入要件となっており、相互認証を活用して両国の環境ラベルを取得する事業者が増えています。

相互認証の実施は、事業者の試験等のコスト削減だけでなく、多国間で環境配慮型商品が広く普及することによる世界的な環境負荷低減につながると期待されることから、日本環境協会ではこれからも日中韓の相互認証の対象範囲の拡大に向けて積極的に協議を進めていきます。

エコマークの相互認証の取り組みは、<https://www.ecomark.jp/about/mutual/>からご覧いただけます。

以上

¹ the Global Alliance for Buildings and Construction 「The 2020 Global Status Report for Buildings and Construction」(2020年12月)

[参考情報]

エコマーク

- ISO14024 に準拠する我が国唯一のタイプ I 環境ラベル。公益財団法人日本環境協会が自主的な財源に基づき 1989 年から運営。
- ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を公益財団法人日本環境協会が認定する第三者認定の環境ラベル制度。
- 2022 年 1 月時点で、71 の商品カテゴリに認定基準が設定され、45,832 商品が認定されている。



中国環境ラベル

- ISO14024 に準拠する中国のタイプ I 環境ラベル。中国環境保護部の委託を受け中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC)が、1994 年から運営。国等へは環境配慮型商品の調達に義務付けられており、政府調達品目リストに掲載されている品目については、中国環境ラベル取得商品の調達が求められている。
- 2021 年 9 月末時点で、109 の商品カテゴリに認定基準が設定され、約 930,000 の商品(5,000 社)が認定されている。



韓国環境ラベル

- ISO14024 に準拠する韓国のタイプ I 環境ラベル。韓国環境産業技術院(KEITI)が、1992 年から運営。国等への環境配慮型商品の調達が義務付けられている「環境配慮型製品の購入促進法(2005 年制定)」において、環境配慮型商品の一選択枝として「韓国環境ラベル認定製品」の調達が規定されている。
- 2021 年 9 月末時点で、168 の商品カテゴリに認定基準が設定され、18,057 商品が認定されている。



相互認証協定(Mutual Recognition Agreement: MRA)

相手国の環境ラベルの審査(もしくはその一部分)を自国の環境ラベル機関で実施することを可能とする二国間以上の協定で、相互認証の実施により、共通基準化の促進による事業者の開発・製造コストの削減、環境ラベルの申請コストの削減、海外市場参入の容易化、多国間で環境ラベルの認定商品が広く流通することによる地球規模での環境負荷低減などの効果が期待される。

日本のエコマークは、ドイツ、北欧、北米、中国、韓国、タイ、台湾、シンガポール、香港、ニュージーランドの 10 機関と相互認証協定を締結している。

*タイプ I 環境ラベル制度について

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度。特定の製品カテゴリの中で、製品のライフサイクル全体を考慮し、包括的な環境優位性を示すラベルの商品表示ライセンスを、自主的な複数の基準に基づき授与する第三者制度。

<本件に関するお問い合わせ> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課
TEL : 03-5829-6286 E-mail: info@ecomark.jp